

香川県条例第10号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年香川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略</p> <p>(個人番号の利用等) 第4条 略</p> <p>(特定個人情報の提供) 第5条 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略 (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) 略</p> <p>(個人番号の利用等) 第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で当該執行機関が保有する同表の右欄に掲げる特定個人情報を利用することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、情報提供ネットワークシステムを使用して当該執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>(特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第11号の規定により、別表第3の第1欄に掲げる執行機関が、同表の第3欄に掲げる執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を</p>

処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合は、当該執行機関は、同表の第1欄に掲げる執行機関に当該特定個人情報を提供することができる。ただし、法の規定により、当該執行機関が、情報提供ネットワークシステムを使用して同表の第3欄に掲げる執行機関以外の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 知事	略
<u>2</u> 知事	略
3 知事	略
4～8 略	

備考 略

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	略	

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 知事	略
<u>2</u> 知事	<u>外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって、規則で定めるもの</u>
<u>2の2</u> 知事	略
<u>2の3</u> 知事	<u>B型肝炎、C型肝炎その他の肝臓に関する疾病に係る治療又は定期的な検査に要した費用の支給に関する事務（2の2の項及び4の項に掲げる事務を除く。）であって規則で定めるもの</u>
3 知事	略
4～8 略	

備考 略

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 知事	略	
<u>2</u> 知事	<u>別表第1の2の項に掲げる事務</u>	<u>利用特定個人情報のうち児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報若しくは中国残留邦人等支援給付等関係情報又は災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法（昭和</u>

					22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け若しくは給付金の支給、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による手当等の支給若しくは難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報であって、規則で定めるもの
2 知事	別表第1の2の項に掲げる事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	2の2 知事	別表第1の2の項に掲げる事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3 知事	別表第1の3の項に掲げる事務	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関	3 知事	別表第1の3の項に掲げる事務	利用特定個人情報のうち生活保護関係情報(以下「生活保護関係情報」という。)、外国人に

		する情報、外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって、規則で定めるもの
4 知事	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報（法第19条第8号の規定により <u>生活保護法</u> による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報の提供を受ける事務にあつては、 <u>外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報</u> であつて規則で定めるものを含む。）
5・6 略		

別表第3（第5条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1・2 略			
3 知事	<u>外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金</u>	教育委員会	別表第1の6の項に掲げる事務に関する情報であつて <u>規則</u> で定めるもの

		対する生活保護法の規定に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「 <u>外国人生活保護関係情報</u> 」という。）又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて、規則で定めるもの
4 知事	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報（法第19条第8号の規定により <u>生活保護関係情報</u> の提供を受ける事務にあつては、 <u>外国人生活保護関係情報</u> であつて規則で定めるものを含む。）
5・6 略		

別表第3（第5条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1・2 略			
3 知事	<u>別表第1の2の項に掲げる事務</u>	教育委員会	<u>特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の</u>

	<u>の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>						<u>支弁、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助又は別表第1の6の項に掲げる事務に関する情報であって、規則で定めるもの</u>
4 知事	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	略		4 知事	<u>中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	教育委員会	別表第1の6の項に掲げる事務に関する情報であって規則で定めるもの
5～7 略			5～7 略				

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1から別表第3までの改正規定は、規則で定める日から施行する。